

1 甲は、A に対する殺害計画のもと、B に車を衝突させ、頭部挫傷等の傷害を負わせた行為につき、殺人未遂罪(刑法(以下、法文名略)203 条、199 条)が成立するか。

2(1) 本件の場合、甲が事前に練習を重ねて B に車を衝突させたのは、B を転倒させるためであり、当該行為には殺意が認められないとして、実行に着手したとは言えないように思える。もっとも、甲は、車で A を転倒させた後に(第 1 行為)、A を包丁で刺して殺害する(第 2 行為)という計画のもと、衝突行為に及んでいる。すると、これらの犯行計画に一連性が認められる場合は、転倒させた段階で、甲は殺意を有していたといえるのではないか。

(2) ここで、犯行計画の一連性については、①第 1 行為が第 2 行為を容易かつ確実に行うために必要不可欠であり、②第 1 行為への着手後、それ以降に第 2 行為を遂行する上で障害となる特段の事情が存在せず、③第 1 行為と第 2 行為との間に時間的・場所的接着性があるかどうかで判断する。

(3) 本件では、①甲は、A がソフトボール経験者で身のこなしが早いと聞いていたことから、容易に刺殺することはできないと考えていた。そのため、A の足封じを行う必要があり、第 1 行為は、第 2 行為を行う上で必要不可欠であったといえる。

次に、②第 2 行為は、第 1 行為による転倒を利用したものであり、当該両行為の間に、遂行の障害となる特段の事情は存在しない。

そして、③第 2 行為は、第 1 行為の直後に、その場で行われるため、両行為の間に時間的・場所的接着性も認められる。

(4) よって、甲の有していた犯行計画には一連性が認められる。したがって、車の衝突時において、甲は殺意を有していたといえる。

3(1) もっとも、甲が殺害しようとしていたのは、A であって B ではない。すると、甲は、B に向けられた殺意を有していたといえるかが、次に問題となる。

(2) ここで、故意責任の本質は、規範に直面したにもかかわらず、敢えて規範の障害を乗り越えて当該行為に及んだことに対する非難である。そして、規範は構成要件の形で類型化されている以上、認識事実と発生事実とが重なり合う範囲で故意責任を問うことができる。

(3) 本件の場合、A と B には「人」という共通性を限度に重なり合いが認められ、B に対しても殺意を有していたというべきである。

(4) したがって、甲には車の衝突時に B への殺意が認められる。

4 以上より、甲は実行に着手したものの、B の死の結果は発生していないことから、甲には殺人未遂罪が成立する。

5(1) もっとも、甲は、衝突後に逃げようとしていた B のもとに行って「ごめんなさい」と謝罪をして刺殺することをやめていることから、これに中止犯(43 条ただし書)が成立して、刑の必要的減免を受けないか。

(2) ここで、中止犯の成立要件は、①自己の意思により、②犯罪を中止したことである。

(3) 本件では、②甲は B に車を衝突させつつも、当該行為が殺害計画の一部であることを鑑みれば、刺殺行為に及んでいない甲は、犯罪を中止したといえる。

それでは、当該行為は自己の意思に基づくものといえるか。①甲は、衝突相手が A ではなく、B であったことに気付いて包丁を手取ることなく謝罪している。このことから、甲の中止原因は、肝心の衝突相手が A ではなかったことにあるといえる。よって、当該中止行為は、甲が専ら自発的に起こしたものではなく、自己の意思に基づくものといえることはできない。

(4) したがって、甲の行為には、中止犯は成立しない。

6 また、行為当時、甲は心神耗弱(39条2項)の状態であったことから、刑の必要的減刑を受ける。

以上